平成２８年（フ）第１４８号
盛岡市愛宕町21番４号
債務者　熊谷かおり
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７号
岩手県二戸市福岡字八幡平36番地６
債務者　柴田　祐子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第２４号
山形県酒田市光ケ丘１丁目２番２－２号
債務者　吉泉　　翔
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１７７号
群馬県前橋市粕川町室沢1311番地
債務者　坂本由里子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７９号
群馬県伊勢崎市東上之宮町648番地
債務者　齋藤　寛之
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住Ａ棟503号
債務者　南　　真紀
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８２号
埼玉県行田市大字埼玉4072番地３
債務者　福田　紀子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４９号
神奈川県座間市相模が丘４丁目65番12―403号　ルビーコーポ
債務者　玉生　昭夫
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５６号
相模原市南区鵜野森２丁目２番５号　レジデンス本田303
債務者　小林　公昭
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５７号
相模原市南区鵜野森２丁目２番５号　レジデンス本田303
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６０号
相模原市中央区清新５丁目19番１―214号
債務者　舩橋富貴子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６７号
相模原市中央区小山３丁目21番６号　シティハイム相模202
債務者　成田喜久恵
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８７号
長野市大字北長池1199番地13　シティハイムエルムⅡ102
債務者　蓬田　晶子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｅ－403
債務者　石塚　晴久
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地１棟302号
債務者　服部　　翔
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２３号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地１棟302号
債務者　服部　　舞
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３７号
京都市西京区大枝沓掛町９番地29　メゾン・ド・パイユ202号
債務者　人見　光夫
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係